表A

利　用　区　間	割引後の額
首都高速道路の路線名中、⑵4、⑵5、⑶1から⑶6の路線（以下「神奈川地区」という。）における各出入口等から同地区における各出入口等まで。	907.40円

表B

利　用　区　間	割引率
神奈川地区における各出入口等から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	15%
神奈川地区における各出入口等から首都高速道路の路線名中、⑴から⑵3、⑵6から⑶0の路線における各出入口等（湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。）まで。	10%

⑵　中型車の特例

記⑴イ及び記⑴ロにかかわらず、ＥＴＣ車のうち中型車が上表Ａに定める利用区間を通行した場合の料金の額は、本割引を適用した大型車の料金の額を上回ることとなる場合に限り、当該大型車の料金の額を適用する。

⑷　大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

⑴　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車のうちＥＴＣコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第４条第２項第１号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

⑵　割引率

①　車両単位割引

Ａ　記⑴イの自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、令和４年４月１日から令和13年３月31日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。

Ｂ　令和４年４月１日から令和13年３月31日までの間においては、利用した出入口等に下表Ｃに掲げる出入口等が含まれない通行であって、かつ、下表Ｄ左欄のジャンクションから同表右欄に掲げる出入口の方向に進行しない交通に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表Ｅの割引率を月間要件通行利用金額に適用する。

表A

月　間　利　用　金　額	割引率
5,000円以下の部分	0％
5,000円を超え、10,000円までの部分	2％
10,000円を超え、30,000円までの部分	5％
30,000円を超え、50,000円までの部分	8％
50,000円を超える部分	12%

表B

月　間　利　用　金　額	割引率
5,000円以下の部分	0％
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	20%
30,000円を超える部分	25%

表C

出　入　口　等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、小松川（入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

表D

ジャンクション	出入口
大井ジャンクション	芝浦
大橋ジャンクション	渋谷
西新宿ジャンクション	新宿
熊野町ジャンクション	北池袋
堀切ジャンクション	堤通
小松川ジャンクション	錦糸町
辰巳ジャンクション	枝川
有明ジャンクション	台場

表E

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0％
10,000円を超える部分	10%